

(仮 訳)

プレス・リリース

2013年9月2日
バーゼル銀行監督委員会
証券監督者国際機構

中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制

本日、バーゼル銀行監督委員会（以下、「バーゼル委」）及び証券監督者国際機構（以下、「IOSCO」）は中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終枠組みを公表した（国際決済銀行及びIOSCOのウェブサイトにおいて入手可能）。

本日公表された国際的に合意された基準の下で、中央清算されないデリバティブ取引を行うすべての金融機関及びシステム上重要な非金融機関は、当該取引から生じるカウンターパーティ・リスクに相応する当初証拠金及び変動証拠金を授受することが必要となる。この枠組みは、店頭デリバティブ市場に係るシステム的・リスクを低減するほか、業者に対して、この規制の流動性への全体的な影響を抑えつつ、中央清算する適切なインセンティブを与えるように設計されている。

この最終規制は、2回に亘る市中協議（2012年7月の市中協議文書及び2013年2月の最終に近い提案）に対するフィードバックのほか、政策上の討議に寄与した定量的影响度調査を考慮して、策定された。

今年はじめに提案された最終に近い枠組みと比較して、この最終規制は以下の変更を含んでいる。

- ・ この枠組みは現物決済型の外為フォワード及びスワップを当初証拠金規制の適用から除外としている。これらのデリバティブに対する変動証拠金は、バーゼル委の「外為取引の決済に関するリスクを管理するための監督上の指針」を考慮したうえで定められた基準に従って授受されるべきである。
- ・ この枠組みは、通貨スワップの元本交換に付随する現物決済型の外為取引も当初証拠金規制の適用から除外とする。ただし、この枠組みに記述されてい

る変動証拠金規制は通貨スワップの全ての要素に適用される。

- 多くの厳格な要件の下で、当初証拠金の「一度限り」の再担保化が許容される。この取扱いは、本規制の流動性への影響の緩和に資するだろう。

本枠組みの他の多くの特徴も、金融市場の参加者に対する証拠金規制の流動性への影響に対処することを意図している。特に、本規制は、5千万ユーロ未満では業者が当初証拠金を徴収しないオプションを有するという統一的な当初証拠金の閾値の導入を認めている。また、本枠組みは、当初証拠金規制を満たす適格担保を幅広く認めることで、流動性への影響を更に緩和している。

最後に、本日公表された枠組みは、市場参加者にこの規制に順応するための十分な時間を与えるため、段階的な移行期間を想定している。中央清算されない取引について当初証拠金を授受する規制の適用は、2015年12月に、規模が大きく、最も積極的に当該取引を行う、最もシステム上重要なデリバティブ市場参加者から始まり、4年間に亘って段階的に適用される。

バーゼル委及びIOSCOは、証拠金規制が市場にとって新しい規制であり、その正確な影響は規制が実施されてから時間を経て初めて顕在化する多くの要因や市場の状況によることを認識している。従って、バーゼル委及びIOSCOは規制が全世界で実施されていく中で、規制の影響のモニタリング及び評価を行う。

バーゼル委及びIOSCOは、過去の市中協議文書に対するフィードバックおよびコメントに感謝する。これらは、この規制を改訂し最終化するために有益であった。